



東地申「輪軸圧入作業の不適切な取り扱い等について」に関する申し入れ 第4号 第2回 団体交渉を行う②

① からの続き

5項 首都圏本部として東京総合車両センターの職場実態に伴う課題と、今後の指導方向や品質管理体制の見直しなどの具体的な対策を示すこと。

回答) 検査データの画像保存の導入など、車両メンテナンスの標準化に向けた実態調査の結果を受け、必要な指導を行っているところである。

組合) 検修設備の老朽取替えや試験機の校正など、優先度を上げて予算付与を行っていくこと。

会社) 正しい検査が行えるよう、コンプライアンス上必要なものは予算を付けていく。

組合) 業務に精通していない管理者がいる。現場へのフィードバックの説得力と納得感を持たせるべきだ。

会社) マネジメントできるマインドを、首都圏全体の副長会議等でつくっている。実態把握とレベルアップを行っていく。

確認事項① 職場風土とマネジメントの課題があった。

確認事項② 今後は、社内規程(整備標準)違反の車両はラインを止める。次工程に出さない。例外はない。

確認事項③ 首都圏本部として実態把握を進め、大宮、長野、東京の3総車セの横串を刺していく。

確認事項④ 計画科の長時間労働が恒常化している実態を踏まえ、超勤抑制に向けた対策の必要性の認識一致。

確認事項⑤ 「目的を持った職場巡回」の実施や、管理者のレベルアップに向けた場をつくっていく。

6項 入場車両の修繕工程にゆとりを持たせるため、予備車と予備品の配置を増やすこと。

回答) 列車ダイヤの効率的な運用本数を勘案し、予備車本数を決定している。また、必要な予備品については確保しているところである。

組合) 工程が延びて出場が遅れたとしても運用が確保できるよう十分な予備車を配置すること。

会社) 工程の変更や入場日調整などを行って対応していく。

組合) 輪軸に関して、不良判定に対応できるだけの予備の軸を増やすなどの対応を行ったのか。

会社) 作業を見直しと2018年に圧入機械を更新した。安定して稼働しており、予備の軸は不足していない。

確認事項① 作業工程で必要な予備車や予備品は適切に配置しており、今後も行っていく。

確認事項② 予備車や予備品が足りないことを気にして、メンテナンスの質を落とすことはあってはならないことである。

7項 輪軸圧入作業の不適切な取り扱いについては、社内の組織的な課題であるため、作業に関わった組合員や社員に対して、処分や責任は負わせないこと。

回答) 就業規則に則り取り扱うこととなる。

組合) 回答にある「就業規則」とは、何条に基づくものか。

会社) 第139条「懲戒の基準」に基づくものである。

組合) JR貨物においては、関係社員に懲戒処分が出されている。本事象においてはどのように考えているか。

会社) 従来から継承されてきた作業であった。現状の事実においては、社員個人の処分は行わない。

確認事項 本事象について、社員個人に対して処分は出さない。

昨年7月のJR貨物の機関車脱線事故に端を発し国交省の一斉調査が行われ、全国で多数の鉄道事業者において、輪軸圧入作業の不適切な作業実態があることが明るみになりました。

JR東労組東京地本は、2017年当時、東京総合車両センターにおける不適切な作業実態を掴み労使議論を行っていましたが、十分なチェック機能が果たせなかったことを反省します。

安全・安心な鉄道をつくりだすために、現場の問題意識にこだわって運動を進めます！